別　記

　様式第１号（第７条関係）

守山市空き店舗等活用補助金申請書

年　　月　　日

守山市長　あて

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒　　　－　　　　 |
|  |  |
| 法人名 |  |
| 代表者 |  |
|  |  |
| 連絡先 |  |

　守山市空き店舗等活用補助金の交付を受けたいので、守山市空き店舗等活用補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて申請します。あわせて、守山市が補助金交付の可否決定にあたり、市税等滞納の有無、事業所在の確認やその他補助金交付に必要な状況確認について調査することを承諾いたします。

１　補助金交付申請額

金　　　　　　　　　円

２　店舗の名称

３　事業内容

４　添付書類

(1) 守山市空き店舗等活用事業計画書（別記様式第２号）

(2) 賃貸借状況証明書（別記様式第３号）

(3) 賃貸人および店舗改装工事施工業者との関係に係る誓約書（別記様式第４号）

(4) 出店する空き店舗等の不動産（建物）登記事項証明書の写し

(5) 個人の場合は申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏　名および現住所が確認できる公的証書の写し

(6) 法人の場合は法人登記簿謄本の写し

(7) 補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）

(8) その他市長が特に必要と認める書類等

【交付条件確認】

|  |
| --- |
| 確認チェック |
| □ | 事業を行おうとしている空き店舗等は、貸主が店舗として貸す意思がある状況であるにもかかわらず、12か月以上賃貸借されていない建物または建物の一部である。また、集合住宅の住居専門部分ではない。 |
| □ | 開店後、中心市街地区域内で２年以上継続して事業を実施する。 |
| □ | 中心市街地区域内で営業している店舗からの移転または中心市街地区域内で一度事業を廃止し、再び同一の事業を開業する事業ではない。 |
| □ | 営業日数および営業時間については、週３日以上および午前10時から午後４時の間の１時間以上が含まれている。 |
| □ | 建築基準法、消防法およびその他法令の規定に適合する。 |
| □ | 新規創業者にあっては、守山商工会議所の経営指導員の指導を受ける。 |
| □ | 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定される暴力団員に該当せず、将来においても該当しない。また、守山市が滋賀県警察本部に必要な照会をする場合があることについて承諾する。 |
| □ | 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または「接客業務受託営業」を行う者ではない。 |
| □ | 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業ではない。 |
| □ | 補助対象者と資本関係がある事業者、補助対象者の代表者、役員、配偶者もしくは２親等以内の親族が役員として属する事業者または事業を営んでいない個人と契約するものではない。 |
| □ | 店舗の面積が1,000㎡以上の大型店内のテナントとして出店するものではない。 |
| □ | 市の他の助成制度による財政的支援を受ける見込みはない。 |
| □ | 私（法人）の市税等（守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱第２条に規定する市税等をいう。）の納付状況を守山市が確認することに同意する。 |
| □ | 本申請に関し、守山市から資料の確認、検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じる。 |
| □ | 補助金の収支に関する帳簿、領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管する。 |
| □ | 申請内容と事実が相違することが判明した場合、補助金の交付が受けられないことまたは補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消されることになっても意義はない。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとする。 |